

## 高知大学医学部附属医学情報センター規則

平成16年4月1日

規則第236号

最終改正 平成20年3月26日規則第127号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第22条第2項の規定に基づき、高知大学医学部附属医学情報センター（以下「医学情報センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (医学情報センターの目的)

第2条 医学情報センターは、医学部の総合医療情報システムの改善充実を図り、これにより得られる医学情報を広く教育・研究・診療に活用し、医学の発展に資することを目的とする。

### (職員)

第3条 医学情報センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 医学情報センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 医学情報副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) その他の職員

2 センター長は、医学情報センターの業務を担当する教授をもって充てる。

3 副センター長は、教授又は准教授のうちから、学部長が委嘱する。

4 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の補欠後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4条 センター長は、医学情報センターの管理運営を統括する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、医学情報センターに関する業務を処理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、医学情報センターに関する業務に従事する。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成19年2月20日規則第87号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 3 月26日規則第127号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。